

維持管理計画概要

①運転時間（タイムスケジュール）

本施設の営業日及びタイムスケジュール（産業廃棄物の搬入・受入れ時間）は、下記の通りです。

・施設の営業日 : 月の休業日
日曜、祝日、第2、4、5土曜は休み

夏休み（盆休業日）

8月12日～8月16日

年末・年始の休業

12月27日～1月5日

・施設の稼働時間 : 午前8時～午後5時迄

・受入れ時間 : 午前8時～午後4時30分迄（4月～11月迄）

午前8時30分～午後4時迄（12月～3月迄の冬期間）

②設備の点検項目とその頻度及び記録簿

最終処分場は、埋立地から浸出水が外部に流出するこがないように、しや水機能を有しているが、このしや水機能の監視と機能低下が生じた場合の早期発見と汚染の拡大防止の観点から、地下水の水質を定期的に測定観測しておくことが重要となる。平成10年6月15日に公布された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正について」の内容を 次表 に示す(維持管理基準の概要)。この表の中でモニタリングに対応するのは、①⑩)、②⑭)となる。

①⑩)について

上・下流2ヶ所のモニタリング井戸の水質を測定することでしや水機能を確認する。

②⑭)について

浸出水処理施設の放流水の水質を測定する。 次表 に排水基準等に係る項目を示す。この測定は、浸出水処理施設の機能を把握するためのものであり、浸出水の原水(処理前の水)については測定する必要はない。しかし、原水についても適宜、測定を行い処分場の安定化の進行度合いを確認する。

表-① 維持管理基準の概要(その1)

○ 最終処分場の維持管理基準の概要

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る

技術上の基準を定める命令(総理府・厚生省令)

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基準の内容	一廃	産廃		
		安定	管理	遮断
1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
2) 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
3) 火災発生を防止するために必要な措置を論ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。	○	○	○	○
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を論ずること。	○	○	○	○
5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	○	○	○	○
(閉鎖された理立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、理立地の範囲を明らかにしておくこと)	◎	◎	◎	×
6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	○	○	○	○
7) 摳壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	○	×
8) 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	◎	×	◎	×
9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	○	×	○	×
10) 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ、理立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ、埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 二. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査、項目についても測定・記録すること。	◎	◎*	◎	◎
		*:電気伝導率、塩化イオン物除		
11) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
12) 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	○	×	○	○
13) 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	◎	×	◎	×

表-① 維持管理基準の概要(その2)

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基準の内容	一廃	産廃		
		安定	管理	遮断
14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) <u>排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。</u> (2) <u>水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。</u>	◎ ○ ◎	×	◎ ○ ◎	× × ×
15) 開渠その他の設備の機能を維持するため、閉渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	○	×	○	○
16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 <u>(ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)</u>	○	×	◎	×
17) <u>埋立処分が終了した理立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆い</u> により開口部を閉鎖すること。 <u>(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)</u>	◎	×	◎	×
18) <u>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</u>	◎	×	◎	×
19) <u>埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。</u>	◎	◎	◎	◎
20) 理立地のたまり水は、埋立開始前に排除すること。	×	×	×	○
21) 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び理立処分を中止させるとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	○
22) 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。	×	×	×	◎
23) 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	○
24) <u>廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には廃棄物を埋め立てないこと。</u>	×	◎	×	×
25) <u>浸透水について地下水等検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを1月に1回(埋立終了後は3月に1回)以上、水質を測定・記録すること。</u>	×	◎	×	×
26) <u>次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。</u>	×	◎	×	×

表-① 維持管理基準の概要(その3)

※文中下線部は改正部分を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基準の内容	一廃	産廃		
		安定	管理	遮断
(1)浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合。				
(2)BOD又はCODの水質検査の結果、BODが20mg/l又はCODが40mg/lを超える場合。				
27) <u>埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</u>	×	◎	×	×
28) 27)により閉鎖した埋立地については <u>覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</u>	×	◎	×	×

※青森県産業廃棄物最終処分場の維持管理指針より抜粋

表-6 放流水・保有水等の検査項目等

検査項目	許容限度	検査方法
(1) カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 ng/l	排水基準を定める省令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)に定める方法
(2) シアン化合物	シアン 1 ng/l	
(3) 有機燐化合物(パチオノ、メルバチオノ、メルビメソ及びEPNに限る。)	1 ng/l	
(4) 鉛及びその化合物	鉛 0.1 ng/l	
(5) 六価クロム化合物	六価クロム 0.5 ng/l	
(6) 硒素及びその化合物	砒素 0.1 ng/l	
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005ng/l	
(8) アルキル水銀化合物	検出されないこと	
(9) P C B	0.003ng/l	
(10) トリクロロエチレン	0.1 ng/l	
(11) テトラクロロエチレン	0.1 ng/l	
(12) ジクロロメタン	0.2 ng/l	
(13) 四塩化炭素	0.02 ng/l	
(14) 1,2-ジクロロエタン	0.04 ng/l	
(15) 1,1-ジクロロエチレン	1 ng/l	
(16) シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 ng/l	
(17) 1,1,1-トリクロロエタン	3 ng/l	
(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 ng/l	
(19) 1,3-ジクロロプロパン	0.02 ng/l	
(20) チウラム	0.06 ng/l	
(21) シマジン	0.03 ng/l	
(22) チオベンカルブ	0.2 ng/l	
(23) ベンゼン	0.1 ng/l	
(24) セレン及びその化合物	セレン 0.1 ng/l	
(25) ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10 (50) ng/l 海 域 ほう素 230 ng/l	(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 10 につきアモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100 (200) ng/l
(26) ふつ素及びその化合物	海域以外 ふつ素 8 (15) ng/l 海 域 ふつ素 15 ng/l	
(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 につきアモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100 (200) ng/l	
(28) 水素イオン濃度	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0	
(29) 1,4-ジオキサン	0.5 ng/l	
(30) 生物化学的酸素要求量	60 ng/l	
(31) 化学的酸素要求量	90 ng/l	
(32) 浮遊物質量	60 ng/l	
(33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 ng/l	
(34) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 ng/l	
(35) フェノール類含有量	5 ng/l	
(36) 銅含有量	3 ng/l	
(37) 亜鉛含有量	2 ng/l	
(38) 溶解性鉄含有量	10 ng/l	
(39) 溶解性マンガン含有量	10 ng/l	
(40) クロム含有量	2 ng/l	
(41) 大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³	
(42) 窒素含有量	120(日間平均60) ng/l	
(43) 燐含有量	16(日間平均8) ng/l	
(44) ダイオキシン類	10 pg TEQ/l	日本工業規格K 0312に定める方法

備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の放流水等の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 海域及び湖沼に排出される放流水等については(30)を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水等については(31)を除く。
- 3 (42)及び(43)の検査項目についての排水基準は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9000ng/lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される放流水等に限って適用する。
- 4 (7)が不検出であった場合は(8)は分析試験を行わなくてもよいものとする。
- 5 許容限度は、維持管理に関する計画に達成することとした数値が定められている場合は、当該数値に置き換えて適用する。
- 6 (44)における2,3,7,8四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条の規定の例による。
- 7 (25)から(27)の検査項目についての排水基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成16年10月27日環境省令第24号)により当分の間()内の数値を適用するものとする。

表一 地下水の検査項目等（廃止基準）

検査項目	許容限度	検査方法
(1) 電気伝導率		日本工業規格K0552に定める方法
(2) 塩化物イオン		日本工業規格K0556に定める方法
(3) 一般細菌	100 個/ ml	
(4) 大腸菌	検出されないこと	
(5) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 ng/ l	水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)に定める方法
(6) フッ素及びその化合物	0.8 ng/ l	
(7) 亜鉛及びその化合物	1.0 ng/ l	
(8) 鉄及びその化合物	0.3 ng/ l	
(9) 銅及びその化合物	1.0 ng/ l	
(10) ナトリウム及びその化合物	200 ng/ l	
(11) マンガン及びその化合物	0.05 ng/ l	
(12) カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 ng/ l	
(13) 蒸発残留物	500 ng/ l	
(14) 陰イオン界面活性剤	0.2 ng/ l	
(15) フェノール類	0.005 ng/ l	
(16) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 ng/ l	
(17) 水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6	
(18) 臭気	異常でないこと	
(19) 色度	5度以下であること	
(20) 濁度	2度以下であること	
(21) カドミウム	0.003 ng/ l	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁告示第10号)
(22) 全シアン	検出されないこと	
(23) 鉛	0.01 ng/ l	
(24) 六価クロム	0.05 ng/ l	
(25) 硼素	0.01 ng/ l	
(26) 総水銀	0.0005ng/ l	
(27) アルキル水銀	検出されないこと	
(28) P C B	検出されないこと	
(29) ジクロロメタン	0.02 ng/ l	
(30) 四塩化炭素	0.002 ng/ l	
(31) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 ng/ l	
(32) 1, 2-ジクロロエタン	0.004 ng/ l	
(33) 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 ng/ l	
(34) 1, 2-ジクロロエチレン	0.04 ng/ l	
(35) 1, 1, 1-トリクロロエタン	1 ng/ l	
(36) 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 ng/ l	
(37) トリクロロエチレン	0.01 ng/ l	
(38) テトラクロロエチレン	0.01 ng/ l	
(39) 1, 3-ジクロロプロペン	0.002 ng/ l	
(40) チウラム	0.006 ng/ l	
(41) シマジン	0.003 ng/ l	
(42) チオベンカルブ	0.02 ng/ l	
(43) ベンゼン	0.01 ng/ l	
(44) セレン	0.01 ng/ l	
(45) 1, 4-ジオキサン	0.05 ng/ l	

表-③ 管理事項と目的

目的		飛散防止	廃棄物等の 飛散防止	悪臭の 防止	害虫・ネズミ等 の発生防止	火災発生 の防止	場内清掃・ 美観の維持	地下水・河川の 水質汚濁の防止	浸出水の 速やかな排除	雨水の 速やかな排除	災害の防止	作業環境・ 衛生の管理	跡地利用
管理事項													
搬入	1) 不法投棄防止の監視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2) 搬入される廃棄物の確認		○	○				○	○	○	○	○	○
埋立	3) 搬入車両の安全確保										○	○	○
	4) 転圧・締固めの実施	○					○						○
常管	5) 覆土(即日、中間、最終)の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6) 法面部保護土の実施								○	○			
豪雨時管理	7) 突起状廃棄物の除去								○	○			
	8) 集水管・ガス抜き管の延長									○			
9) 場内走行路の確保									○	○		○	
10) 場内水位の監視									○	○		○	
日常管	11)擁壁・えん堤・法面盛土の点検									○	○	○	○
	12)しや水シートの点検・補修								○	○	○	○	○
豪雨時管理	13)浸出水処理施設・浸出水調整槽の点検									○	○	○	○
	14)雨水排水路の点検・清掃									○	○		
15)場内道路上の礫等の除去									○	○		○	
豪雨時管理	16)飛散防止柵の点検・補修							○					
	17)ガス発生状況の監視						○		○	○			
18)火災発生の防止									○	○			
19)第三者侵入の防止								○					
20)地下水、放流水等の水質の監視										○			
豪雨時管理	21)大雨時仮シート敷設の確認										○		
	22)大雨時表流水排除の監視										○	○	

表-④ 管理事項の頻度

管 理 事 項	頻 度	備 考
1) 不法投棄防止の監視	毎 日	
2) 搬入される廃棄物の確認	"	
3) 搬入車両の安全確保	"	
4) 転圧・締固めの実施	"	
5) 覆土(即日、中間、最終)の実施	適 宜	即日覆土は作業終了時に毎日、中間覆土は1回／日に点検を行う。
6) 法面部保護土の実施	"	
7) 突起状廃棄物の除去	"	
8) 集水管・ガス抜き管の延長	"	
9) 場内走行路の確保	"	
10) 場内水位の監視	1回/週、豪雨後	
11) 摳壁、えん堤、法面盛土の点検	1回/月	豪雨、地震後等も行う。
12) しや水シートの点検・補修	毎 日	当日、埋立を行う場所について毎日、全体の巡回検査は1回/月
13) 浸出水処理施設、浸出水調整槽の点検	"	薬剤補充、稼動状況(点検機器ごとの点検は各機器の仕様により行う)
14) 雨水排水路の点検・清掃	適 宜	
15) 場内道路上の礫等の除去	"	
16) 飛散防止柵の点検・補修	"	
17) ガス発生状況の監視	1回/3ヶ月	流量測定
18) 火災発生の防止	毎 日	
19) 第三者侵入の防止	"	
20) 地下水、放流水河川等の水質の監視	1回/1ヶ月、豪雨後	pH, BOD, COD, SS等は1回/月以上、重金属等は1回/年以上
21) 大雨時仮シート敷設の確認	豪雨時	25mm/日以上及び技術管理者の指示した豪雨時
22) 大雨時表流水排除の監視	"	仮シートの敷設時で表流水排除時

表-⑤ 廃棄物の処分場の修理・補修等の記録（例）

平成 年 月 日	() 曜日	確認	担当者
処置事項			
① 発見日時	年 月 日 () 曜日	⑤ 処置期間	
② 発見者		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
③ 破損箇所、破損箇所及びその状況		⑥ 施工者	
④ 破損等の原因		⑦ 処置の具体的な内容	
注1) 破損箇所、修理箇所は図面に記録を残すこと。 注2) 修理、補修の際は写真を撮つて添付すること。			

表-⑥ 水質管理記録（例）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	周縁地下水
測定年月日													
pH													
BOD	mg/ℓ												
COD	mg/ℓ												
SS	mg/ℓ												
大腸菌群数	個/cm ²												

	第1回	周縁地下水
測定年月日		
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	mg/ℓ
鉛及びその化合物	mg/ℓ	mg/ℓ
シアノ化合物	mg/ℓ	mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀	mg/ℓ	mg/ℓ
その他の水銀化合物	mg/ℓ	mg/ℓ

※ 天候、気温、降水量は毎日記録すること。

※ 採水地点は、管理者の指示によって行うこと。

1-1) 最終処分場の埋立管理の重要性

最近、最終処分場の建設に際しての地元住民との紛争が多発しており、これは住民が最終処分地による環境汚染への、不安や不信感が強いためだと考えられる。そこで、第5章のなかでも書いたように、平成10年6月16日付で新基準が公布されている。これによって以前よりは、最終処分場に対する不信感は弱まると思われるが、焼却灰に含まれるダイオキシンや環境ホルモンの溶出の問題等、いまだよく分からぬ部分が多く、今後研究が進み、規制が強化されることも考えられる。

このような状況なので、埋立管理の重要性はさらに高まっている。いくらよい最終処分場(浸出水処理施設を含む)が完成したとしても、埋立作業が悪ければ周辺環境の汚染源となる可能性があるので、埋立作業と管理は大変重要なものと認識し、十分注意をする。

1-2) 埋立終了後の維持管理

埋立が終了した後最終覆土を施し、処分場表面に植生を行い緑化する。植生は種子吹きつけや種子の散布により行なうが、処分場表面の亀裂や沈下の確認ができるようす等の背丈の高くなる植物は避けまた、定期的に草刈を行なう。

廃棄物の安定無害化の進行を確認するために閉鎖期間において以下の維持管理を行なう。

処分場の全体状況及び周辺環境の状況を月1回確認するとともに、沈下量、放流水質、地下水質、浸出水（保有水）水質、ガス量、地内温度を定期に測定し、安定化の進行が確認できた時点で、廃止確認期間の測定として地内温度測定頻度の追加及び対象温度としてのモニタリング井戸内温度の測定を追加開始する。その結果及び処分場の状態が以下の条件を満足していれば、廃止確認の手続きを行い、青森県の確認を経て処分場を廃止する。

廃止確認がされるまでは浸出水（保有水）水質にかかわらず、浸出水処理施設の稼動を継続する。

- ・ 処分場が基準省令における構造基準及び青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針に適合していること。
- ・ 5カ年間の測定において浸出水の水質が排水基準を常に下回っていること。
- ・ ガス量は流量及び各ガス量を測定し、廃止時にガスの発生が認められないか、5カ年間の測定で発生量の増加傾向が認められないこと。
- ・ 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- ・ 埋立地内部温度が対象地外地中温度に比べて20°C以上高くないこと。
- ・ 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- ・ 処分場全面に最終覆土が施され開口部が閉鎖されていること。
- ・ 埋立地について不同沈下、亀裂その他の変形が認められること。
- ・ 基準省令で定められた検査項目において地下水等の水質が、次のいずれにも該当しないと認められること。
 - イ) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて基準省令に掲げられた基準に現に適合していないこと。
 - ロ) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準省令に掲げられた基準に適合しなくなるおそれがあること。
- ・ 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。

埋立終了後モニタリング項目

項目	時期	区分	調査箇所	調査頻度	調査項目	
全体	埋立終了後 (閉鎖期間)	処分場状況	処分場全域	1回/月	全体及び周辺状況	
ガス		ガス流量	ガス抜き管 25箇所	1回/3ヶ月	炭酸ガス+メタンガス量、硫化水素、アンモニア	
沈下等		沈下量	埋立完了面	1回/6ヶ月	沈下板による測定 目視による覆土の沈下、流出及びひび割れの確認	
温度		地内温度	ガス抜き管 25箇所	1回/6ヶ月	温度	
水質		放流水	浸出水処理施設 (放流ポンプ槽)	1回/月	PH, BOD, COD, SS, T-N	
				1回/6ヶ月	省令定める排水基準項目	
				1回/年	ダイオキシン類	
		地下水	モニタリング井戸	1回/月	電気伝導率又は塩化物イオン	
				1回/3ヶ月	省令定める地下水等検査項目	
				1回/年	ダイオキシン類	
		保有水	保有水処理施設 (調整槽)	1回/3ヶ月	PH, BOD, COD, SS, T-N	
				1回/6ヶ月	省令定める排水基準項目	
				1回/年	ダイオキシン類	
温度	廃止確認期間 (5年間以上)	地内温度 (頻度増加)	ガス抜き管 25箇所	1回/3ヶ月	温度	
	追加項目	対象温度	モニタリング井戸	1回/3ヶ月		

※廃止確認期間における地内温度測定の頻度増加と対象温度測定は埋立終了後の廃止確認期間の5年間に對して測定するものであり、閉鎖期間中の測定に追加して行なうものである。

本処分場においては想定降雨に対して維持管理計画の厳守により、内部貯留をさせない規模の浸出水調整槽を設置しており、準好気式埋立構造を常時維持できる計画である。準好気式埋立構造下においては、埋立終了後通常7~10年間で廃止基準を満足するように安定無害化が進行することを想定している。埋立終了後の保有水水質、ガス流量等の測定結果により、安定化の進行が確認されたら、青森県に廃止確認期間としての測定を追加することを報告し、追加測定を開始する。5カ年間の測定により廃止基準を満足した後、廃止手続きを行う。

④維持管理体制（災害防止のための計画）及び緊急連絡先

1. 災害発生と災害防止

災害には、異常な自然現象によるものと人為的原因によって発生するものがある。最終処分場において発生予測可能な災害は以下の通りである。

①災害の発生

(1) 地滑り、地震とうによる貯留構造物等の崩壊と、それに基づく土砂及び廃棄物の流出。

(2) 降雨時に起因する洪水や浸出水の流出における、水域及び地下水の汚染。

(3) 廃棄物の火災。

(4) その他、人為的要因の災害。

- ・現象面から捉えた場合

(a) 車両の交通

(b) 廃棄物埋立処分作業

(c) 施設及び設備の運転管理

(d) 機材、薬品等の取扱い

- ・発生要因から捉えた場合

(a) 災害を招きやすい作業環境

(b) 人的欠陥

(c) 不安全行為

②災害対策

- 1) 自然灾害
 - a) 地震、豪雨、強風時においては、あらかじめ定めている場内各施設の安全点検要領に基づき、各施設を点検し、異常を発見した場合には直ちに通報し、必要な措置をとる。
 - b) 二次災害の発生を防止するため、原則として単独行動はとらない。
- 2) 人為的災害事故防止
 - a) 法面等の防護柵を点検し、異常があれば補修を行う。転落事故等に注意する。
 - b) 防塵マスク、照明器具、無線設備、その他救急設備や器具を備え、常時点検し、確実に使用できるように管理する。
- 3) 災害時の連絡
 - a) 災害時の連絡体系を整備し、いつでも迅速に対応できる体制を確保する。

2. 緊急時の体制確立

可能な限り事故や災害の対策は行う。災害等が発生した場合の対応をスムーズに処理するために緊急時の体制整備を整える。

- ・突然に発生する災害及び事故
 - (a) 事業場内で処置が可能
 - (b) 外部の関係者に至急連絡しなければならない
 - (c) 事後報告で足りる

以上の内容について作業従事者の役割分担を明確にする。

① 連絡体制確立の留意点

あらゆる事故や災害の発生には、発生時点での対応が最も重要となる。こうした事態が発生した場合の措置を連絡網として整備し、事業所の見やすい位置に掲示しておく。また、次の点にも留意する。

- (a) 連絡者を任命し、その連絡者を夜間の場合も含め明確にしておく。
- (b) 技術管理者及び処分場の代表者は、夜間はもとより旅行等の際も所在を明確にしておく。
- (c) 事故及び災害等の発見者または当事者が、些細な異常でも必ず定められた手順に従い報告するよう指導する。

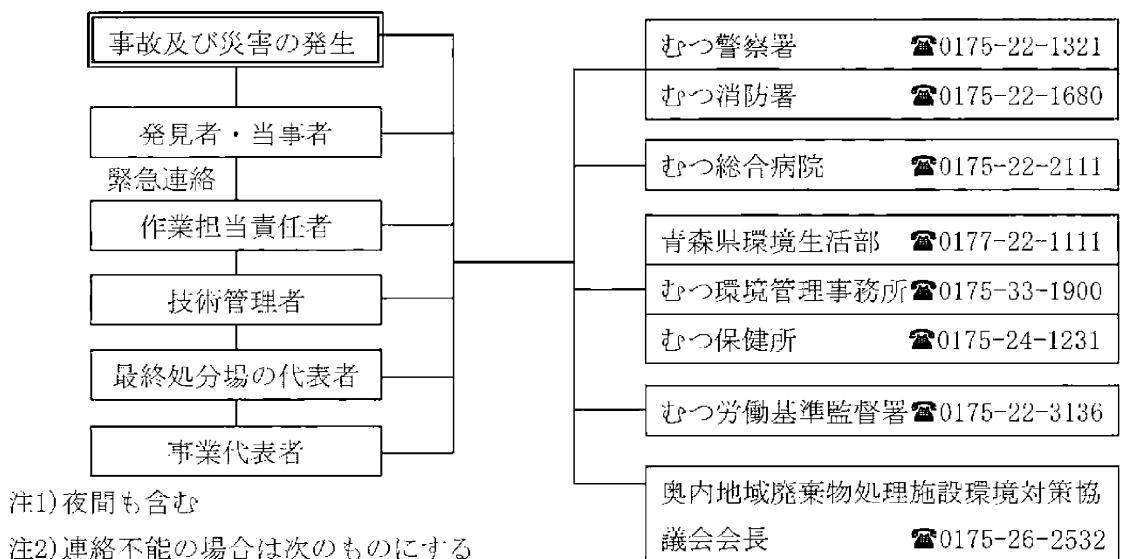
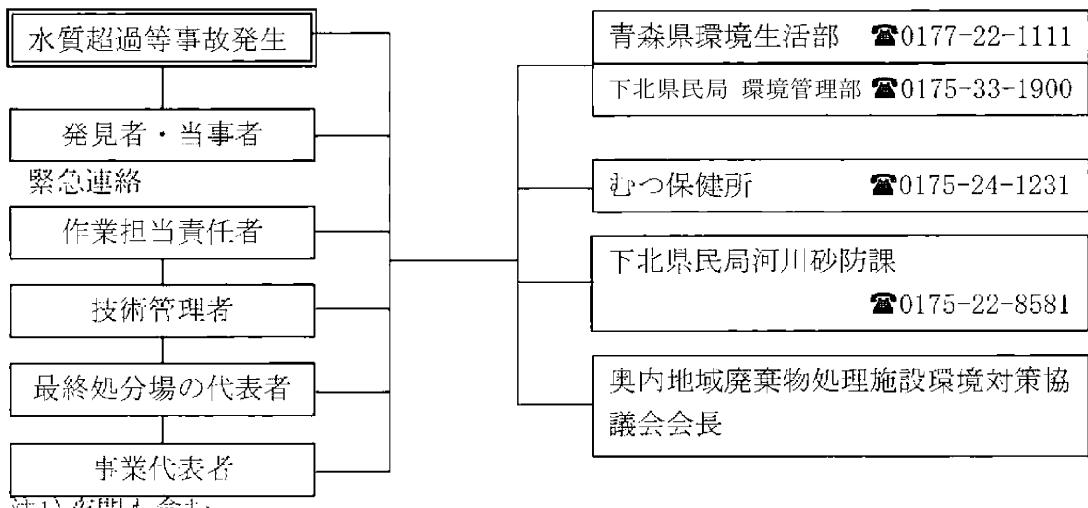


図 事故災害発生時連絡体制表



注1)夜間も含む

注2)連絡不能の場合は次のものにする

図 水質超過等事故発生時連絡体制表

② 応急措置

災害及び事故の内容及び程度により、事業場において応急措置を講ずることができるものもある。こうした場合は、日ごろの取決めまたは発生時の状況に応じて、直ちに必要な措置を講ずる。そのための必要な設備、機材については常に点検、補充を行うなど保管管理を徹底しておく。

しかしこうした対応は、ややもすれば事後の措置を難しくしたり、大きな二次災害を招く原因にもなったりする可能性が高いので、事前に関係者の指示を仰ぐことを原則とする。

なお、災害及び事故の程度が大きく、直ちに現場を放棄しなければならない事態となった場合は、躊躇することなく被害が拡大しないよう従事者や周辺住民を速やかに安全な場所に退避させる。

なお、災害や事故を想定して日常から訓練を定期的に実施することが、災害等を未然に防止することにもつながる。そこで、防災対策担当責任者の選任をし、適切な権限を付与するものとする。